



日本弁理士会中央知的財産研究所は、平成8年度から活動を開始し、本年で27年目を迎えることになりました。中央知的財産研究所の目的は、「長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資すること」です。この目的の下、研究、実務、制度改正などの様々な側面からタイムリーなテーマを取り扱い、会員、知財関係者への情報発信を行っています。平成21年からは研究成果を「別冊パテント」として日本弁理士会の全会員に配布するとともに、大学、裁判所、特許庁、弁理士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。

この度は、「知的財産権のエンフォースメントの新しい地平」をテーマとした研究報告書を「別冊パテント第27号」として発行する運びとなりました。

近年、AIやIoT等の技術革新、社会活動の急速なデジタル化などの新しい課題について、知的財産制度が的確に対応することが強く求められています。また、知的財産の保護強化、利用円滑化等の観点から、産業財産制度の損害賠償関連規定、意匠法、著作権法などで重要な制度改正が相次いでなされております。このような動きを踏まえ、時代の要請に応える知的財産権のエンフォースメント（権利行使をはじめとする権利の保護に関する制度・手続を広く意味するものとする。）は何かという観点から、鈴木将文主任研究員の下、研究を行ってきました。

今回の研究成果としての論文が、皆様の研究や実務の一助となれば幸いです。

また、令和4年3月8日に第19回公開フォーラム「知的財産権のエンフォースメントの新しい地平」を開催しました。本研究部会の研究成果の中で聴講者の関心が高いと思われる、プログラム、ビジネスモデル、消尽論、特許権の延長登録、および意匠の各分野において、エンフォースメントに関する種々の論点を担当研究員が検討した研究成果に基づき発表を行いました。こちらも皆様の研究や実務の一助になれば幸いです。

当研究所は、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の地位向上、並びに社会的貢献に努めて参ります。

末筆ながら、鈴木将文主任研究員をはじめ本研究部会の研究員の方々に感謝を申し上げます。また、研究員の方をサポートして頂き運営にご尽力頂いた副所長及び運営委員の皆様、本研究報告書を刊行するに際して多大なご協力を頂いた一般社団法人発明推進協会、日本弁理士会事務局の皆様にも、この紙面を借りて感謝を申し上げます。

日本弁理士会中央知的財産研究所
所 長 中村 仁